

承久の乱の歴史的評価

上 横 手 雅 敬

〔要約〕 中世史上重要事件の一つである承久の乱については、従来殆ど研究がなされていない。また鎌倉政権の確立、院政終末の時点であるこの乱の研究に、手掛を与えるべき鎌倉政権、院政についても、いくつかのすぐれた研究が生れ乍ら、具体的な政治過程の考察には及ばなかつた。ここでは院政の成立より説き起し、その基盤を再検討し、更にその推移を通じて中世における院政勢力の強い残存を評価し、にも拘らずその敗北した原因を考える。最後に院政期及び承久の乱の中で生起する諸勢力において乱のもつた意味を、とくに乱後の幕府の政策との関連において明かにし、この乱を中世政治史の過程で、どう位置付けるべきかの試論を提示したい。

一、院政の成立

院政の歴史的性格は、院政期に特徴的な社会的諸現象を究明し、院政の社会的、経済的基盤を考えることによつて明かとならう。当時の庄園文書に一般的な現象は、国衙と庄園領主との対抗でないかと思ふが、院庁は一方において庄園を立券し、また他方庄園を整理したのであつた。これはどの様な意味をもつものであろうか。

莫大な院御領成立を明かにする一つ的前提として、東大

寺領伊賀頼田庄を考えて見よう。承徳二年（一〇九八）平正盛は、伊賀国山田村・頼田村・柘植郷の散在田島十數町を六条院に寄進し、右弁官史生上野貞元はこれらに傍示をうつた。^①爾来東大寺と六条院との争いが、東大寺文書を賑すことになつた。

元来散在の田島に傍示をうつのが不当であり、また更に頼田村十三町、都介村四十余町が押籠められ、東大寺の開墾買得した田地山野も侵略に合い、東大寺の袖工は、六条院領のために駆使され、東大寺に地子・所役を対捍するに至

つたという。^④

寛弘三年(一〇〇六)正盛の曾祖父である維衡が伊勢守となつて以来か、中世に至る迄伊賀・伊勢は平氏の基盤を形成した。当時の平氏は、この地に土着して基盤を固めると共に、庄園寄進を通じて院に接近しようとしていたのであつた。^⑤院の歛心を買つて官位の昇進を求めるには、地方の経営による豊かな財力と武力を伴わざるを得ないが、逆に微力な在地領主が、東大寺の様な大庄園領主と拮抗するには、院の如き何等かの国家的公権力との接触を必要とするのであつて、正盛の行動は畿内及び近国における在地領主の動向を象徴するものといえよう。

更に正盛をしてかかる挙に出でしめた農民の動きを考えなければならぬ。正盛が六条院に寄進した田畠の中には、東大寺への御封米未進の輩が正盛に券文を弁進した十六箇所の畠が含まれていたのであり、封米未進者は平正盛或いは六条院領に事寄せては東大寺の所勘に順わず、また寺家の御封と号し官物を弁済せず、院家御領と称して寺役を勤仕しなくなるのである。^⑥正盛・忠盛及びその代官は次いで彼等を使役し、東大寺の治田を侵略し、寺領負田の農民の地

子対捍を直接、間接に援助しつつ農民を支配して行こうとする。そして平忠盛が東大寺の強硬な抗議のために、形式的にもせよ、在地に地子対捍の停止を命じたに拘らず、彼の代官平家実はこれを肯わず、或は寺封負田の農民には玆豪法印の様に、六条院領に事寄せ東大寺の桎梏を逃れんとするものさえあらわれ、また平氏の下に頼田司不知名藤七武者の如き郎従的な農民らしきものを包含しつつ軍事的ヒエラルヒーが形成されていつたのである。^⑦

かくて伊賀国における平氏の動向は、明かに在地農民を組織しつつ領主制を展開しつつあつたものといわれなければならないが、院御領の形成は、新しい庄園寄進関係を構成することによつて、旧来の庄園領主と対抗しつつ形成の途にあつた領主制の促進と深い結び付きを示しているのである。

新たな院御領の形成とは別箇に、後三条天皇の遺旨をつぐ庄園整理が、院とその受領によつて行われたことも事実である。しかし庄園の立券と整理は、古代末期獨得の院庁権力の私的人格を媒介とすることによつて、矛盾なく結びつけることができる。庄園整理は、庄園を停廢し得るだけの有力な権門たる院の存在を周知せしめることによつて、

益々院御領の集積をもたらすことができた。庄園停止にあたるべき国司が、「密々皆実は（庄園を）立てらるる所」であるから、国司によつて庄園停廢を意圖する院庁も決して庄園寄進を拒まないのである。離宮造営、造寺造塔、御幸等院政期の種々の造作、行事は極めて私的、消費的、奢侈的なものであるが、それはまた受領の課役によつて營まれ、受領もかかる院の要求に応じうる財力の蓄積に努力し、逆にそれによつて重任される迄の庇護をうけていたのであつて、庄園整理も律令制への単なる復歸ではなく、決局院乃至受領の、寺社等の庄園領主に対する侵略であり、院御領の形成と同様の意味をもつものであつた。

更に受領の下には、在地領主制を形成し、地主的田墾層を従えつつ、庄園領主と対立していつた在庁官人があつた。国司と在庁・目代との分離、対立は畿内及びその周辺ではさして進行しなかつたらしく、恐らく庄園領主の勢力の強さによるのであろう―和泉守宗信が、建久九年（一一九八）興福寺領に対する熊野御幸の課役を自ら在地に下向して指揮している様に、国司が在庁官人を率いて庄園領主に対抗した例も見られる。

頼田庄でも東大寺に対抗した今一つの勢力は国衙であつた。この地で平氏の問題が現れる遙か以前、天喜三年（一〇五五）に東大寺領に対する最初の庄園整理が企圖されて以来、延々として鎌倉時代に迄国衙と東大寺との争いはうちつづいた。しかも国衙の意圖は常に東大寺の出作公田の發展を阻止し官物を弁済せしめるにあつて、その過程において目代中原利宗の様に目代を歴任し、在地の故実にもくわしい極めて在地性の強いものもあらわれた。

しかし在地性といつても、本来国衙の官人に見られる第一の特色は、彼等が国衙という行政機關の構成員であるだけに、常に公権力に制約され、逆にそれを利用するという処にある。従つて国衙が主張を實現する為の手段は巧に時局に便乗した形をとつて現れるのであつて、康平年間に造興福寺役に名を仮り、宇治關白頼通を頼つて目的を果さうとしたのもその一つである。

保元々々年（一一五六）には、伊勢より齋王帰京にあたり、沿道諸庄への課役が当庄にも課されたが、百姓はこれを逃れ近隣の撰關家領馬摺庄に走つた。この前後の状勢を見ると、東大寺は、前目代中原利宗が頼田村を収公し、玉滝・

頼田両村より納めるべき御封米百四十余石を玉滝にのみ加徴し、その催促のため国使が乱入し、その結果百姓―東大寺の寄人―が逃亡したとする。しかるに国衛の方では、寄人の外に「領主」が現れ、寄人の見作田に反別六斗に及ぶ多額の加徴を行つたり、東大寺所司覚仁が玉滝袖の預所と号して非法を行つたりする結果、寄人が逃亡したのだとする。即ち「領主」「悪僧」の寄人支配をしりぞけ、国衛への官物を確保しようとしたのであるが、保元々年の齋王帰京所役が、このような状態の中で国衛側によつて極めて有効に利用されたのである。東大寺が、(一)百姓逃脱の原因は国司の苛責にあつて帰京所役の遁避にあつたのではない。(二)齋王帰京雑事は元來寺領では免除されていた筈であるとして述べたのは、この意味で注目されよう。事実かかる所役は、伊勢役夫工米等、院政期に庄園に賦課を強行する手段として流行した臨時所役の一つ、いわば国衛の収奪形態の院政期における特徴的なあらわれとして理解されるべきである。公権力の利用に最も敏感な国衛が、院においてその保護者を見出したのは当然であるが、そこに院が受領を通して国衛制を一支柱とする根拠もあつた訳である。

平安末期の頼田庄には国衛・東大寺・六条院及び平氏という大雑把にいつて三つの勢力が錯綜していた。ところが国衛と東大寺、東大寺と六条院の間にこそ争いはくりかえされたが、国衛と六条院の間にそれは見られないのである。東大寺が、頼田村は六条院のため停廢され、寺領ではないのに、寺家掠領とするのは在庁の謀略であると主張しながら、かたわら六条院領の奪還を企てているのはこの三者の微妙な關係を物語っている。同じく庄園領主といつても、院政の庇護をうける国衛が、六条院領を侵略すること等考えられず、その中で平氏は平家貞等の現地の指揮者を中心として武力的ヒエラルヒーを形成して行く。かくして平安末期の東大寺は、六条院・国衛を通して院に結びつく二つの在地領主的敵対勢力の挾撃をうけなければならない。院に結びつく二つの勢力―一つは庄園の寄進を通じて、一つは庄園の停廢を通じて―はその領主的性格を共有していた。既に武士の著しい成長が、旧來の律令制的、庄園制的支配に大きな亀裂を生ぜしめていた辺境とは異り、畿内における領主層は強大な庄園領主との對抗の中で成長して行く場合、別な形式で再生産された古代的権力―院政の中に

身を投じなければならなかつた。そこに院政の社会的基盤、その過渡的意義が見出されるのであるが、かくて国衙対庄園領主、在地土豪対庄園領主の抗争は、院政の中にもち込まれ、院と最も有力な庄園領主の一つである畿内大社寺との争い、僧兵の強訴を院政期の一景物たらしめる原因ともなつたのである。¹⁰

- ① 東大寺文書四永長二・八・二五朝田村田畠注文 東南院文書三ノ七永久三・四・三〇鳥羽天皇宣旨 東大寺成卷文書二七ノ一永久三・五・二五東大寺解案。尚以下東大寺文書の冊数は京大所蔵影写本による。

② ①の外村井氏写東大寺文書保安四・九・一三明法博士勘状案等。

③ 龍雨氏「六条院領と平正盛」(歴史地理五五—三) 中村直勝博士「伊賀国玉滝荘」(「荘園の研究」所収)

④ 村井氏写東大寺文書保安四・九・一二明法博士勘状案 東大寺文書八天承二・四・一〇威儀師覚仁解。

⑤ 東大寺文書八天承二・四・一〇威儀師覚仁解 東南院文書四ノ五天承二・四・一六、長承二・九・七、保延三・一〇・一二各平忠盛下文 東大寺文書四一保延五・三・二三平忠盛下文案 同日左衛門尉平某下文案。

⑥ 後二条関日記寛治七・三・三条。

⑦ 建久九・一一・一興福寺別会五師牒状(大日本史料四ノ五) 辺境で在庁が御家人化している様な場合、在庁が国司に背反す

ることが多い。例えば国司の命に背き上洛せず、所当課役を難濟した隠岐在庁資忠の例がある。(吾妻鏡文治四・一一・二二条)

⑧ 東大寺文書八天喜三・一〇・九伊賀守小野守経解文。

⑨ 同九〇久安五・五・六、京大國史研究室蔵東大寺文書二久安五・六・一三各伊賀国黒田玉滝河柳問注記。

⑩ 村井氏写東大寺文書承保四・一〇・二三僧覚増解案 東大寺文書五保安三・二・二五伊賀国司解案。

⑪ 東大寺文書一保元々・一一月日伊賀国在庁解案 保元々・一二月日東大寺三綱陳状案 同八保元二・二月日玉滝庄司解案。

⑫ 尚私はこゝで特に畿内及びその周辺地域という事を強調しておきたい。それは一は史料制約にもよるが、当時院政がより遠隔の地方を厳密な意味で足場としえたとは、到底考え得ないからである。畿内の中世は何よりも強大な庄園領主勢力の存在の中で展開される点が大きな特色であつて、新しい形における古代権力(院政)の登場しえたのも、またかかる庄園領主勢力の存在を前提として考慮されねばならない。

二、院政の推移

院政はその後二つの強力な試練——六波羅・鎌倉兩政権の成立——に遭遇した。その結果、院政期は極めて短期のものとして印象されているが、実は院政はこれらの試練を克服して生き存らえたのであつた。

六波羅政権の基盤が広く説かれてるように知行国・庄

園というそれ以前と全く差異のないものにあつたことは明らかである。それらの獲得は各権門の國家機構内で占める地位の高さに依存するものであり、またそれらが撰関や院によつて貪り取られて来たものであつただけに、平氏は武力や内乱の中でその拡張を企てなければならず、また内乱における平氏の主導性が高まれば高まる程平氏の獲得する成果は大きくなる。保元の乱における頼長等の没收地は後院領となつたが、平治の乱の場合には、はるかに平氏の得る処は多かつた。

しかし古代國家の公權力を利用することによつてしか、庄園・知行國の獲得が困難であつたという事情は、当然平氏の限界とならざるを得ぬ。勿論知行國、庄園の經營方式を子細に吟味すれば、平氏の施策に若干の斬新さを見出せるかもしれない。しかし政敵の所領は、朝敵の廉で没收しなければならず、その没官領の地頭・領主に平氏の子弟族が充用されるにしても、それらは院御領・女院・官人領等となり、平氏は預人としての領家預所的機能に甘んずる事が少くなく、律令制における君臣關係の変容としての、本所―領家の形態は払拭され得ず、院への依存を免れない。

外戚關係の設定に平氏が努力したのも当然である。尚一層困つたことには、平氏と院・撰関との基盤の共通性が反つて相互の対立を強め、院に対して打撃を与え得ぬままに、憎悪の中に没落を早めたことである。

鎌倉政権の成立が院政に与えた打撃も過大に評価できぬ。地頭御家人を庄園領主の恣意的任免から解放したのは、確に幕府の進歩性だとは思ふが、幕府の基盤が、院政とは六波羅政權程に共通していなかつただけに、頼朝の院に対する態度は前者に比べて遙かに精悍獍猛でなかつたことは藤原兼実等當時の貴族達の日記にも屢々見られる処である。逆に頼朝が長講堂領七所の立庄を奏した例さえ見うけられるのであつて、旧勢力における權益回復確保の要求は、撰関の懇請にあらずんば、院の強請によつて幕府にもたらされるのであつた。

このことは院御領の中にも具体的に見る事ができる。中世における皇室御領は、文書の殘存形態にもよろうが、院政成立後の寄進でも院政成立の直後よりも、院政の威力の認識されゆくにつれて寄進されたものの方が多いのである。鎌倉時代に入つて尚、院御領の寄進の進められている

のは、院の権力の依然として衰えていぬこと、見事に試練を克服し得たことの一証左である。

大和宇陀郡の土藁清理の開発した檜收庄は、保安三年（一一二二）以来領主平守遠が父の譲をうけたが、大夫局親房女の濫妨にあい、民部卿僧都教覚を通じて、高陽院（鳥羽后）祈願所福勝院領に寄進された。しかし大夫局の押領はやまず、教覚の門弟寛海も異論を述べた為、領主守相は院の寵臣権律師長嚴に、更に建久九年（一一九八）長嚴より七条院に寄進して他妨をしりぞけ、領家（預所）は長嚴の附屬に任せ、守相の子孫は下司となつた。処分状によれば、

平氏は田昌・山地の外大神社御祭御供司職を有しており、一庄を領有するほどの土藁が、一官廷女官の押妨を却ける為には、これだけの努力が必要であつた。それ故院の近臣を通じて院と結びつくのであり、またかかる畿内領主層の弱体こそ院政を温存せしめる社会的条件を形成していた。

頼朝自身の態度について見ても、熊野領播磨浦上庄地頭梶原景時の代官が、社役を怠つて地頭停止が院より要請されるや、これを唯諾し、「縦没官領にて候とも、別御定をば、争可^レ令^レ申^三左右^二候哉」と院への忠勤を誇らかに奏上

している^④。この間後鳥羽院は後白河院より伝領の御領のほか、七条院領七十余所を興し、八条院領を順徳院領として二百余所を管領し、朝仁親王を慈円の猶子として六十余所の所領を伝え、雅成親王を宣陽門院の猶子として長講堂領をつたえた^⑤。院御領の發展は一の院を中心として尚進められつつあつたのである。

古代—中世の変革期を生きた院政が、その失う処少く、得る処すら少くなかつたとすれば、その間の歴史的發展は一体どれだけの意味をもつのであるか。確かに院そのものの蒙つた打撃は少かつたにしても、武士や農民の成長が全体として貴族層の経済的基盤を著しく侵蝕して行つたことは否めない。受領が官物を徴収することに対する抵抗も増加して行く。従つて国司の個々の経営能力、実はその上に立つ知行国主の権威が増々重要となる。今や彼等は、院・有力貴族、時には大社寺を本所とする預所であり、少数の権門勢家のもとに群小貴族が個人的に分属し、家司の組織が一般化するのである。この事實は武士農民の成長に伴い、分散したままでは従来の權益を確保しえぬ各貴族たちによつて一層著しいものとなり、また彼等の個々の消長を促進

し、その結果各権門及びそれに依附する中小貴族の相互の私党的対立を一層激化せしめるのであつた。

旧勢力の一般の没落は、強力な院政を中核とする團結を一つのゾレンとして要請するのであり、またそこに後期院政を前期のそれと區別し、武士に対立するものとして把える理由もある^⑥。しかし院と摂関、院と寺社、その他旧勢力内部の私党的対立は、遂にこのゾレンを完全に実現するとは出来なかつた。

- ① 星野恒博士 「守護地頭考」(史学雑誌二、三)
- ② 拙稿 「鎌倉幕府法の限界」(歴史学研究一七七)
- ③ 吾妻鏡建久六・四・二一条。
- ④ 東寺百合文書ッ保安三・八・二平守延処分状 同り建久九・八・二六平盛相讓状 同め建久九・一〇月七条院庁下文案。
- ⑤ 同右ッ治承元・一一・二八平助遠処分状案。
- ⑥ 吾妻鏡文治五・三・一三条。
- ⑦ 八代国治博士「長講堂領の研究」(「国史叢説」所収)一九頁。
- ⑧ 林屋辰三郎氏「院政政権の歴史的评价」(歴史学研究一四九)参照。

三、院の近臣

院政の成立は、寺社・貴族等に打撃を与え、院と寺社、院と摂関の対立を激化せしめるものであつた。摂関以下の貴族は、国家機構に直接寄生する存在であつて院と相互依存の關係を保つことが必要であつたため、不満をもち乍らもそれが露な形をとることは少かつた。唯寺社はそのような政治機構に拘束されないある程度の独立性をもつているため、僧兵の強訴もしばしば見られ、承安三年(一一七三)には院は興福寺以下十五大寺領の諸国末寺庄園を收公し、寺用を国司に付与しようとした程であつた^①。鎌倉政権の成立、地頭の庄園侵略は、旧勢力の内部対立を止揚し、院を中心として武士的勢力に対決する必要を迫るものであつたが、それと共にそのような勢力の結集を妨げる条件も減少することはなかつたのである。

自ら巨大な庄園領主であり、氏寺興福寺を擁し、京都の政界で院政に対抗しうる唯一の勢力としてその下には、院庁に志を得ぬ群小貴族が集つてゐる——たる藤原氏が、院政に対する強い批判をもつていたことはいうまでもない。

然し院と摂関とは、摂関が君の後見としての正常な地位を保つことによつてのみ存在しうることができ、また政權維

持のための相互維存の必要から対立がそのまま露呈することはない。故に摂関乃至彼に依存する貴族にとつて直接の敵手は、自己と院を離間する君側の奸（院近臣）に見出されるのである。「院ノ叡慮ニサヲニ／＼ヒガ事御偏頗ナルヤウナル事ハナン」と記した慈円は、また「院ノ近臣ト云者ノ男女ニツケテイデキヌレバ、ソレガ中ニイテ、イカニモイカニモコノ王臣ノ御中ヲアシク申也」と述べている。

院近臣と院とのつながりは、全く私的なものである。乱の結果京方張本公卿として処刑された諸卿は、修明門院・七条院・順徳天皇などの后妃、乳母等、女性との關係を通じて重用されており、かかる事情は院政初期以来変りを見せていない。院政が一権門としての皇室の私的性格と、律令制の天皇の公的性格との間隙を隠蔽するために案出された政治形態であるとするならば、女院というものは、そのためには一層理想的である。

私的といえば、後鳥羽院のつくつた西面武士の構成が全く暗黒であるのも、本来その結成についての何等の組織的方法をもたなかつたことによる。

さきほど檜牧庄で述べた長嚴にしても、村山修一氏の研

究によれば、熊野山檢校、石山寺座主を歴任し、修明門院御産御祈に干手法を修し、水無瀬宮を造進し、熊野御幸の先達をつとめ、後鳥羽皇子妙香院宮を預り、備中国衙領を賜り、熊野新宮造営を奉行し、承久乱後陸奥に配流された人物である。元來彼は單なる無名の修驗行者にすぎぬ。律令国家の統一性がイデオロギーの面でも崩壊しつつあつた時、淨土往生の念願が強く叫ばれつつも、それが貴族社会の頹廢の中で、造寺造塔の自己満足的な救済にといつしかそれと終い「廊邑村落構うる所の寺舎は多是遠路の游亭なり」とのなげきとそしりが起つていた時……そのような時、彼も亦汚れ多き都を離れ、山籠修行し、信仰の弘通と宗教的實踐の世界に生きようとしていたのかもしれない。然し彼は七条・修明門両女院の寵遇をうけ、法会と修法の世界へと修行の結実を吞噬されて行くのであつた。それは単に僧侶としての好遇ではなかつた。彼は七条院領檜牧・安堵、那智山領勝田庄、伝法院領紀伊七ヶ庄、更には摂津新吉田庄内小羽田などに何等かの職權を有し、また紀伊南郡庄の下司として高野山の干渉をしりぞけ、或は備中国領（修明門院知行國）の一部を給されている。宗教界の修法僧は、世

俗的世界にあつては、院政の藩屏としての領家・預所的地位と相應じ、その経営の敏腕は、無名の行者としての豊かな経験、成上りものの逞しさ、更に彼がほしのままに得た君寵の援を得て、着々と發揮され、水無瀬造管に尽力しうる財と、承久の乱の帷幄となりうる力とを共有することになつたのである。

かかる院近臣の私的性格は、彼等をして益々専恣にその特權を濫用せしめる原因であつて、それが私的であればあるだけ、彼等の無限の道德的墮落を阻止する安全弁は存在しないのであつた。院方武士の巨頭藤原秀康が下総守の任にあつた頃、彼の従者は入部して在庁と争い、土民を傷け、在庁は幕府にこれを訴えている。幕府の膝下たる下総での事件であるだけに驚く外ない。また按察使光親は弘誓院領摂津富島庄に延曆寺僧の濫妨を停め石清水領鞆淵庄と彼自身が領家であつた高野山領神野真国庄との訴訟にも關係し、或は宗像大官司職に濫妨を企てる等であり、院司としての特權は極めて有効に利用された。かくして院近臣たる希望は、極めて激烈で、北面新参者が無数に出来し、面々縁に付して申請するという盛況であつた。

櫻関をはじめ、大多數の貴族が院政乃至は院近臣に対して抱く不満は、院政期獲得の造管・行幸等の過差の生活が、彼等に強制する多くの負担を通じてであることが多い。兼美の家司であつた定家は、水無瀬新御所を眺望し、しばし感動の裡に詩趣ある叙景文を記し乍らも、ふと冷い現実の風に膺をさされては、「国家之費、只在「此事」敷」と歎ぜざるを得なかつた。和泉興福寺領谷川庄では、熊野御幸の課役を一旦免除されたに拘らず、国司が無道を行つて、国守宗信自らが在地に下向してそれを指揮したというが、それも院の熊野御幸という權威を通してであつた。後白河院逝去に際して、「天下皆悉悲之、况朝暮狎、德之類哉。海内悉傷、况名利飽恩之輩哉」と記した兼美の胸中は、まことに複雑である。

かくして旧勢力内部の対立は、遂に解消しきれぬものをもつていたと思う。公武の一大対決たる承久の乱が、後鳥羽院の寵姫亀菊局の事件に見られる様な、私的な、極端に言えば醜悪ですらある動機を以てははじめられねばならなかつたのは、かかる内部対立を止揚し得ぬ結果でもあつた。それはまた京方敗北の必然性とも密接に結びつくのである。

- ① 玉葉承安三・七・七条。
- ② 愚管抄第六、附録。
- ③ 村山修一氏「中世における都市貴族の生活」藤原定家の場合——（京都女子大学紀要八、九）
- ④ 俊柄造泉涌寺勸進疏。
- ⑤ 東寺百合文書京一六之二四貞応三・五・一六前大僧正某讓狀
根来要書下承久三・八・二五六波羅施行狀 醍醐寺新要録六上
神祇部山上清滝宮篇 又続宝簡集一六六五号貞応元・七・一〇
南部庄官年貢米起請文案 続宝簡集二六四号宝治元・六月日高
野山住僧解狀 後鳥羽院宸記建保二・四・三条。
- ⑥ 吾妻鏡承元四・七・二〇条。
- ⑦ 隨心院文書乾承久四・四・五太政官牒 楓軒文書纂七六宗像
貞応元・七・二七幕府下知狀（各大日本史料五之一）宝簡集二
六三号建保四・一〇・二五按察使家政所下文等。
- ⑧ 明月記承元元・八・二七条。
- ⑨ 同建保五・二・二四條。
- ⑩ 第一節注⑦参照。
- ⑪ 玉葉建久三・三・一三条。

四、承久の乱

承久の乱における院方の陣營を考えよう。越後加地庄の深勾家賢は、院方公卿の阿波宰相中将信成の家人であり、

嘗ての庄園寄進の關係を感じしめる。或は、三浦泰村のよう
に何等かの形で幕府に対する不平分子があるかと思えば、
偶然在京中渦中に捲き込まれたものもある。また在京御家
人として院に關係の深かつたものについては別稿で述べた
通りであるが、要するに烏合の衆であつて、この様な事情
は乱の社会構成史的把握を困難にしている。勿論在地領主
の庄園領主との伝統的關係、畿内御家人の複雑な服屬關係、
院御領の存在は、院庁をはじめ、なべて旧勢力温存の社会
的基盤であり、以て院方に投じた武士も少くない。しかし
彼等の在地には、社寺等庄園領主の脅威、先進的な農民、
非法の侵略をすすめる地頭や土豪等が様々の敵対勢力とし
て存在し、平安末以来の種々の問題は未解決のままに、相
対的安定さえ得られず、院領の武士だからと直に院方に
投じ得たとは限らない。

成る程莫大な院御領が院の經濟を潤沢にしたとしても、
各庄における院の存在形態は、あくまでも本所としてで
あり、領家預所以下の庄園經營の実質は、最大の権門たる
院に集い利を貪る階級的ままとまりのない輩の手にあつた。
院政の政治的無組織性は、当然のこと乍ら何等の組織的軍

事力をもちえなかつたし、それらを養うためには、不斷に他の貴族社寺との対立を余儀なくされ、基通・頼実等の冷評の中で亂を旧勢力あげての反革命たらしめることにすら失敗したのである。私は畿内御家人に対する幕府の統率力の弱さから、承久の亂における御家人の院方への流入を説いたことがあるが、裏からいえば、院が、幕府の御家人組織の不備の間隙を縫つてしか武士を動員し得ず、本質的には傭兵をしか動員し得なかつた事は強調しておきたい。

さきに院政の社会的、経済的基盤の強い残存を指摘した。これを幕府のそれと比較することは技術的に先ず不可能であろうし、孤立した形で両者の基盤の量的大小を尋ねた場合、院の方が優勢だという結論が出るかもしれない。しかし単なる量的な比較は実証的に似て非なるものであり、問題は経済的優越を軍事的優越に、量的優位を質的優位に転化しうる政治的組織力にあるものと考えなければならぬ。恐らくは旧勢力で比較的組織的な武力を有したのは大寺院であろう。堂衆・兵士などとよばれるそれは、庄園制の最初の危機に際して、それを維持防衛する要請から、庄園領主によつて組織されたものであつた。しかし敗色濃い院

側の延暦寺への出兵要請は、「一とせの御こしふりの時、なさけなくふせがせ給ひしかば、衆徒おのれをうらみて陣のほとりにふりすて侍りしかば、むなしく馬牛のひづめにかかりし事は、いまにうらめしくおもひ給ふるにより、このたびの御方人はえつかうまつり侍るまじ」という日吉の託宣によつて、にべなく拒絶された。「御こしふり」の事件は、院庁と延暦寺との久しき対立であり、その敵手をここに自己の陣營に招くことなど出来なかつた。武士の侵略を防ぐという旧勢力共通のゾレンも、その内部対立を克服しえなかつたのである。

略々尾張三河以東の武士より成る幕府側は、律令制的、庄園制的支配機構の實質的に崩壊した地方に抛り、或は某某庄司、某某介等の豪族の領主の名称が、庄官、在庁としての系譜の名残は留めていても、庄官とか在庁とかの律令制的、庄園制的義務関係を一扫し、反つてその權威を温存して領主制の展開に利用することができる。その家父長制的支配の古さは弱さとはならず、反つて遅れた農民を強く支配し、その軍事的ヒエラルヒーを強固ならしめる。而も彼等は源平合戦以来の集団戦の実験的經驗があつて、幕府

の惣領制的な御家人組織はその上に強固に形成され、幕府軍を構成している。幕府側の組織性、その勝利の原因はこの御家人組織にあつたことは明かである。思えば承久の乱の原因は、この御家人制に出ているのである。

「承久記」の伝える乱の原因は、一は院の寵姫龜菊局の所領摂津長江・倉橋両庄の地頭の改補、一は仁科盛遠が幕府の許可なく院仕したため幕府に没収された所領の返還という、院の幕府に対する二つの要求を幕府が拒絶したことがある。共に院の寵臣についての私的なものではあるが、御家人とその所領についての重要な問題を含んでいる。しかし幕府が仁科盛遠の所領を返還し、長江・倉橋両庄の地頭を解任する程度の妥協ならこれまでしばしばくりかえしてきた。唯その妥協と譲歩が無限にくりかえされるならば、庄園領主の恣意的任免から彼等を解放して御家人として組織した幕府法の原則は、院の恣意に蹂躪されて、有名無実のものとなり、御家人制、延いては幕府の存在そのものを否定して終うことにならう。また逆に仁科盛遠のようにこの御家人組織を無視する輩には断乎たる制裁を加えることによつて御家人制を保護して行かねばならぬ。経済的には

庄園領主に外ならぬ幕府が、それと矛盾する御家人領土層を軍事的に組織したことにこそ幕府の唯一の進歩性があつたからである。承久三年は実朝横死をはじめとする幕府変質の危機的状況であつた。そして幕閣内の京下り官人層の退潮、東國の豪族の領主の発言強化という形をとつて登場した執権政治が、御家人の信任と支持を要する時点にあつただけに、在地における御家人の動向を論点として、院と幕府との衝突は避くべからざるものとなつた。とすれば幕府が六波羅政權と區別され、その墮落への路を回避しえたのは、この御家人制、幕府の無制限な墮落をゆるさぬ領土層の下からの力にあつたといえよう。

また院側が畿内及び周辺の生産力豊かに肥沃な平野地帯にその経済的基盤をもち乍ら、その地に割拠する武士団を一つの勢力として結集する質的飛躍を達成し得なかつたことは注目される。かつて集権的な統一性を誇つた古代国家も、今はさまざまの分裂と対立の中にあり、反つて院政期にはそのような分裂が極に達し、組織的な御家人制の前に敗れたものといわねばならない。院の社会的経済的基盤の持続は、平安朝以来の推移を無視してよいことを意味しな

かつたのである。院の経済力を、造営行幸を行い乱を計画して、院の成功せしめ得ぬまでに追いつめた処において平安—鎌倉期の歴史的成果を見出すべきであらう。

- ① 吾妻鏡承久三・五・二九条。
- ② 拙稿「六波羅探題の成立」(ヒストリア七)
- ③ 承久記慈光寺本。
- ④ 前掲拙稿。
- ⑤ 増鏡二新島もリ。
- ⑥ 一々の実証はさけるが、承久の乱の幕府軍の多くは、頼朝募兵以来彼に従い、また源平合戦、奥州征伐にも従軍している。
- ⑦ 拙稿「鎌倉幕府法の限界」(歴史学研究一七七)
- ⑧ 拙稿「六波羅探題の成立」(ヒストリア七)

五、乱の成果

乱の成果を考えるにあたって、我々は第一節以来次々に掲げて来た問題を整理しなければならない。それらは相互に連関し継起するものであるが、叙述を急いだために、それらが無統一に列記されたという印象をさけるためにも。

(イ)院政には庄園領主と対峙する畿内及び周辺の領主層(在地土豪・在庁官人等)が結びついておりその結果院政は寺

社をはじめとする庄園領主的勢力と対立するに至つたこと、

(ロ)幕府の成立によつて、院そのものの蒙つた打撃は殆どないが、全体として旧勢力の退潮は否めず、家司制の発達を通じて旧勢力の結集の要諦とは反して、内部対立が解消されず、激化した兆すら見えること、(ハ)かかる内部対立は要するに古代王朝国家の分裂、無組織化の結果であり、その結果承久の乱においても幕府の編成した御家人組織に勝利のもたらされたことの三点に要約されよう。表現を変えれば a 旧勢力(院・摂関・寺社) b 地頭御家人 c 畿内の領主層が承久の乱後どうなつたかという問題になる。また今一つ(ニ)主として上部の支配層の叙述に終始したが、社会経済史的な発展過程の中で乱をどのように位置付けるべきか、具体的には庄園における地頭非法の展開等の観点で、承久の乱はどのような意味をもつかの問題がのこされる。

1、先ず最後の問題であるが、結論的にいえば、例えば南北朝内乱におけるような農民武士の全国的蜂起、悪党の横行などは殆ど見られず、あの規模の大きさをこの内乱に適用することは誤である。承久以前の地頭非法を知る史料は極めて少ないが、今若狭国富庄の場合を考えて見よう。承元

々年(一二〇七)の將軍家下知状^①によれば、同庄で地頭非法として禁止されている内容は、「鮎川人夫の使用に農節の比を避ける」「養蚕期に百姓を使用せぬ」「藍役を課さぬ」「馬を飼ひ百姓に迷惑をかけたせぬ」「百姓の麻を刈取らぬ」「地頭佃の所当を運上する場合の外、京上夫木津越夫馬役を課さぬ」「関東夫馬切米を百姓に課さず半分は地頭得分を充用する」「地頭の女房・代官等の雑事を百姓に課さぬ」「逃亡百姓の在家を自名に引籠めず領家地頭で折半する」ことである。次に地理的に近接した太良庄における承久の乱後二十余年を経た寛元々年(一二四三)の地頭若狭忠清の非法^②としては、百姓名麻地并鳥等の名田押領・苗藍代銭等の賦料錢・空佃・科料錢・在家役・大草等が見られるが、百姓名の押領、名主百姓への直接支配・賦課等鎌倉期地頭非法のごく典型的なものと考えてよい。従来地頭非法が通常鎌倉中期のものとして述べられたのは、主として史料の制約によるが、承元々年の国富庄と寛元々年の太良庄とをくらべると、その間約四十年のへだたりがあるに拘らず、後者の賦課に錢貨の明記が多く、貨幣経済の滲透をいくらか感ぜしめるもののある外は、全然庄園の内部

構造について本質的な性格の変化を見ることができない。大雑把にいえば、承久の乱の前後を通じ庄内の階級関係、生産関係の変化の見られぬことが、地頭非法の形態の同質性の原因と見なければならぬ。そのような大きな変化は、南北朝内乱の前提としての鎌倉末期、主として文永期以降についてしか期待しえないのである。且つまたその様な事態は在地における生産力の発展と、武士農民の成長が著しくなることによつて加速度的なはげしさを見せるものであつて、承久前後においては、強い古代勢力の残存の中で停滞にも似た緩慢な進歩を示してしかいないのが、少くも畿内及び周辺地域の実状であつたといわねばならない。

かかる説明に若干の疑点があるとしても、しばらく若狭の庄園文書を離れて承久の乱を考えた場合、例えばそれを南北朝内乱と比較した場合、乱後の幕府の処分の手な点を除けば、乱の期間・地域的ひろがりを考えて見ても、先ずはこの程度で満足しなければならないのではないか。我々にゆるされるのは、これを文治以来の地頭設置その他によつて醸し出された武士と貴族の対立の延長として政治史的に考える程度のことであつて、基本的な在地構造の矛

盾の累積爆発をこの内乱と直接的に結合させることは不可能なのである。

とはいへ承元々々と寛元々々年の間の変化を全く無視することも誤である。同じく国富庄で乱の直後承久三年(一二二二)王十月の行官御祈願事下文によれば、地頭代が領家使を陵辱し、公家長日御祈用途を追捕し、それを弁済しないとある。承元々々の非法が百姓に対するものであつたに對し、ここでは非法が庄園領主に對してなされていること、しかも当庄が太政官厨家の支配下にあつたという特殊事情は、その政治的意義より見れば、注目しなければならぬ。承久の乱は地頭の上におおいかぶさつていた暗雲をしりぞけ、地頭をして敢然として公家長日御祈用途米を追捕せしめたのである。

乱後の地頭非法の高まりは確に著しい。然し乱の直後のみを問題にすれば、それは決して地頭領主制展開のノーマルコース—それは地頭の農民支配に視点を置いて考察さるべきである—とはいささか趣を異にし、預所・郷司を迫出し、不輪の私領の如く沙汰したり、或は守護所の不法の入部、兵糧米徴発、庄官追放等、著しく武力的、暴力的、政治的

色彩の濃厚なことである。各庄の文書より、この種の非法の多かつたことは知られるが、非法の性格上その内容の叙述は概ね簡略で具体的に知ることは難しい。祇園社領丹波波々伯部保で、三升米を与えられた戸戸朝守が、僧快頭や桂文法師と語り、下司を追放し、土民の資財を追捕し、守護の下知にも背いたの等その好例であろう。その意味で国富庄における承久三年の地頭代の非法は、矢張承久乱直後の非法の一典型をなすものである。

乱の後、官宣旨がしばしば出され、武士が諸国諸庄に兵糧米を濫責し、地頭が領家使に背くことの停止を幕府に要求し、その代償として備前、備中を幕府に与え、或は地頭が分を超えて土宜を侵す結果、国衙庄園がそれにかけて乃貢を怠る、庄公の故愁訴を留め、地頭の勲勞を賞するため、十一町に一町の給田、段別五升の加徴米を与えることを定めたのは、かかる地頭の動向に對する旧勢力の対応策であつた。しかし乱後の旧勢力の実力を考えても、かかる官宣旨を死文と化せしむるや否やは全く幕府のこれに對する態度の如何に依存するものである。ここに、(b)の地頭御家人の問題即ち、(a)にあげた幕府が保護し、また勝利の

源泉でもあつた御家人に對する幕府の態度を論ずることが必要になつた。(三七頁下段参照)

2、貞応元年(一二二二)四月、守護が盜犯等を成敗するを停め檢非違所の沙汰たらしむ……また給分の外領家・預所・郷司の得分を押領し、或は彼等を追放するを停め、非法者は改易せしむ……五月、六波羅をして代官を諸国に遣し、守護・地頭の濫妨を禁ぜしむ……二年一月、畿内西国の在庁をして守護地頭の所務を注進せしむ……七月、新補地頭の沙汰すべき条々を定め、得分・郡内寺社・公文田所案主惣追捕使有司・山野河海・犯過人糺斷の五ヶ条を規定す……安貞元年(一二二七)、六波羅をして諸国守護の所務につき貞応二年の下知を再認し、併せて市津料供給等につき守護所張行の禁止を沙汰せしむ。

此の様にしやつぎばやに出された一連の政策が、武士の非法を抑圧しようとしている点で共通しているのは注目される。承久の乱後極く短期間に行われた非法は、新地頭の大量入部、承久の乱の興奮等を背景とした暴力的形態の強いものであつたが、反面着実な領主制展開の結果として、或は道程としてなされたものでない弱さを孕んでおり、そ

の非法の暴力性は、幕府をして抑圧の必要を認識させ、また非法の根の浅い弱さが易々として非法抑圧を成功させ、却つて執権政治下における相対的安定をもたらしたのである。もとよりかかる安定は、領主制、農奴制の發展の特定時点における過渡的なものにすぎなかつたのであるが。

また逆に言えば幕府が地頭非法抑圧の為に貴族・寺社等と妥協し、新に神聖同盟の主唱者となつたことを意味するであろう。幕府とその法とが客觀的には庄園制擁護の機能を果す時期が始まるのであつた。しかしここに及んで乱後の幕府の旧勢力に對する態度 (a)、即ち (b) にあげた旧勢力の内部分裂から敗北した院、また事變に對して介入しなかつた撰関以下の貴族・社寺等について乱後の問題を考えねばならない。(三七頁下段参照)

3、承久の乱を有名にして居り、またそれだけに乱後の注目すべき政策でもあつた一つの事實は、三上皇の配流と三千余箇所に上る京方所領の没収である。何よりも直に目につく乱の成果は、院庁を中核とする保守連合―それは遂に完全な形では実現されなかつた―の瓦解であり、反動的な動きの拠点となつていた院政の終末、幕府の政策に對する

組織的障害の絶滅である。

しかし乱後滅亡したのは、院政とその寄生者たる一部貴族であつて、貴族層のすべてではない。慈円はその撰關の立場から、君臣を離間する急進討幕の院近臣を排除し、撰關を中心とし文武一体として君を輔佐するという政治思想を吐露したのであるが、皮肉にも乱後の政治形態は形式的には全く彼の理想と一致している。しかしここに生き残つた撰關の政治形態は、文字通りの残映であつて、彼の考えた妥協的、現状維持的オプチミズムの実現でもなければ、院政に代る旧勢力による新鮮な政治形態の創出でもない。彼等の生活圏は益々矮小化し、廟堂での栄達という閉鎖的な目的にのみ執着する。一旦没収された皇室領が返還されるにしても、最早皇室は高踏的な名義上の収取者でしかなくなつたことは、「昭慶門院御領目録」に見える神野真國庄が、具体的な史料からは、高野山の支配をしか辿り得ぬことを見ても明かである。反つて幕府の分裂策に阿媚し、操縦されつつ、五摂家の分裂、兩統の迭立という憐むべき対立が生れる。鎌倉初期に貴族のために最後の光芒を放つた歌道の流れが、後には冷泉・京極の兩派に分裂し、皇室

における兩統迭立と結び乍ら、文學的創造力を失つて行くのも無理からぬことである。

然し寺社、とくに畿内の大寺院の場合はいささか事情が異なる。幕府はその支配外での唯一の組織的武力たる寺僧神人の兵杖禁止につとめた。然るにその庄園に対しては概ねこれを保護し、反つて地頭の非法を禁じている。乱後宿敵熊野より南部庄を奪つた高野山は、同庄地頭に先例を守り高野山の供燈料を沙汰すべしと命じた六波羅の下知に接し、「王臣滅亡已後、人法繁昌之最初」と讃歎し、また順徳天皇を本所として按察使光親を領家とした高野山領神野真國庄は、謀叛人光親の所領であつたに拘らず地頭設置の防止にさえ成功した^④。僧兵の供給源たる庄園を保護しつつ、兵杖を禁止するというのは大きな矛盾であるが、それ故に僧兵の活躍に院政期の華やかさは失われても、より現実的に庄園支配を中心に一層活潑化し、庄園経営の上に立つて社寺勢力を強く残存させることとなつた。

乱後の幕府が地頭非法の抑圧を行い、旧勢力と妥協した事情には、旧勢力の或る強力さを予想しなければならぬが、幕府が遂に抜き得なかつた旧勢力の最強なるものは、

実にこの寺院勢力であつたといわねばならぬ。唯寺院勢力の動きは、庄園経営に重点が注がれ、それ以外については殆ど政治的な動きを見せないため、その強力が屢々政治史的考察の埒外におかれ易いのであるが、寺院こそ非政治的たることによつて最も政治的な一勢力であつたと見なければならぬ。

さて大寺院を中心とする庄園制の強い残存は、それらの寺領における領主制、特に畿内のその展開に大きな影響を及するのである。ここに我々は、院政成立の基盤として考へた庄園領主勢力と対立する畿内領主層（イ、c）の問題に視点を移さねばならない。（三七頁下段参照）

4、治承寿永の内乱後、平氏の所領であつた鞆田庄は、東大寺に返還され、国司も玉滝柚への国役を免除し、鞆田出作田の所当官物も免ぜられ、更に平家没官領跡として設置された地頭も停止された。確かに東大寺の支配はつよまり院政に結びつき成長しつゝあつた在地領主制の芽は絶たれたのであるが、彼等が平氏に結びついていたという特殊事情にあるだけにこれを以て全般を推すことは適例でない。しかし寿永二年（一一八三）には、このようにして同庄が東大寺

領たることが確定されたに拘らず、その後も出作について在庁官人と東大寺との争いは続けられているのである。在庁が出作地を多く認定して賦課せんとするに對し、東大寺は元暦元年（一一八四）所当官物を免除された鞆田庄六十余町以外に出作はなく、他はすべて本来の寺領であると主張し、また在庁側では建仁元年（一一〇一）伊賀が興福寺に寄附されると、興福寺と結んで同庄を国領たらしめんとし、鞆田村をも文治以後押領の地と称するのである。^⑩

しかるに承久三年七月の官宣旨は、東大寺領二十三ヶ庄に武士の狼藉を停め、翌年には東大寺が白河郁芳門兩院の菩提を弔うという条件で六条院の鬱訴が停止されるのである。^⑪ すでに六条院の問題は寿永に解決されたと思つたが、ここでそれが再確認され、而も東大寺の住侶はこの院宣をうるための猛運動を行つてゐる。そして院宣は「（寿永二年）寺家進退之後三十余年、院家又致執論^⑫」した状態への最後の解決であることを述べてゐる。とすれば院政の続く限り、六条院領鞆田庄は東大寺と執論し、承久の乱の結果東大寺に敗れたことになる。東大寺成宝僧正が「天平以来、未^レ合^三比程之喜^一候」といつたのも無理からぬことと

あつた。^⑧そして乱後在庁・六条院の東大寺に対する攻撃が見られなくなつたのは、実はそれらに結びつく在地領主層の東大寺への敗北を意味するものといわねばならない。

乱後恩賞として新補された地頭は、多く關東の御家人であつた。成る程彼等の非法には大きな制約もあつたが、然し敢えてその制約の中で地頭として發展して行く余地もあつた。今「淡路国太田文」を見るに、承久の乱後國御家人でなく地頭に新補されたものが十人も居るが、同国内で地頭級以下の御家人が地頭に昇進することは困難であろうから、彼等はおそらく關東よりの入部者であろう。私は鎌倉中期においてこれら新入地頭（主として關東からの）の支配下に、畿内及びその周辺地域の領主乃至は名主が呻吟していた状態を推定したのである。

実は鞍田庄の平氏などは畿内及び周辺の領主中では最もまつとうなものであつたのではないか。本當の畿内―淀川流域を中心とする山城・摂津・河内・和泉等―の場合、伊賀ほどに強く在地に根を張る以前に権門に吸収されて人身關係を通じて貴族と結び、その關係が遙かに後代に迄持續されるようなより脆弱な領主・名主を想定することができる

のではないか。私は承久の乱における院方とこの地方との關係を非常に密接なものと考へるのであるが、紙数の都合上、別稿にゆづりたい。^⑨しかし若狹太良庄で「地頭」及び「預所」に挟まれて没落した「御家人」とは、実はかかる畿内型御家人のことであろうと思う。^⑩

鎌倉幕府、嚴密には執權政治下における専制支配はかくの如くして成立したのであつて、かかる諸勢力に対する幕府の政策はその線に立つて打ち出されたのであつた。

① 続左丞抄卷一所収承元々々・一二月日將軍家下知狀。この地頭が誰かは不明であるが、「若狹國守護職次第」「若狹國稅所今當名領主代々次第」に記載の「遠敷郡并三方郡此内十六箇所」中に含まれているとすれば、元久元年以來津々見（若狹）忠季が地頭であり、②の太良庄の地頭と同氏となり、比較の意味は益々深くなる。

② 東寺百合文書は寛元々々・一一・二五六波羅裁許狀。

③ 諸國庄保文書承久三・後一〇月日行官御祈願事所下文（大日本史料五之一）

④ 祇園社記続錄六所収承久三・壬一〇・一四幕府御教書

⑤ 東寺文書甲外一―一承久三・一〇・二九官宣旨 新編追加
本新地頭兼貞忠二・六・一五官宣旨。

⑥ この項、侍所沙汰篇、新編追加(本新地頭条、守護行事条) 吾妻鏡(貞応元・五・二八、安貞元・三・一七条)等による。

⑦ 高野春秋編年輯録八承久三・八・一二条。

⑧ 江頭恒治博士「紀伊国神野・真国荘の研究」(高野山領荘園の研究)参照。

⑨ 東大寺文書八寿永二・壬一〇・二一後白河院庁下文案 寿永三・二・一九伊賀国庁宣案 東南院文書四ノ四元暦元・八・九

源惟義下文 保坂潤治氏所蔵文書二九六―八号文治五・四・七

源頼朝下文 同年四・七及七・一一源頼朝書状 尚越えて吾妻

鏡建久元・四・一九条に「内宮役夫工米新末済成敗所々事……

伊賀国朝田出作、非_二家人知行之所_一、付_二本所_一、可_レ有_二沙汰_一歟」とある。

⑩ 東大寺文書建久四・六月日東大寺三綱大法師解 東大寺文書

五建仁元・四月日伊賀国在庁官人等言上状 同年七月日官勘状

案(?) 東南院文書五ノ一六同年四月日東大寺僧綱大法師等解

案。

⑪ 東大寺要録卷二承久三・七・二七官宣旨 同貞応元・七・二二後高倉院宣。

⑫ 同(貞応元)・七・二四東大寺別当僧正成室請文。

⑬ 林屋辰三郎氏「散所 その発生と展開―古代末期の基本的課題―」(史林三七ノ六) 渡辺澄夫氏「畿内庄園における均等名

の歴史的性格」(竹内理三氏「日本封建制成立の研究」所収)は

夫々の立場から、この問題に言及されているが、畿内における

武士の成立自体を問題にする上でも、今後この地域の意義を明

かにする必要がある。

⑮ 東寺百合文書ノ建長二・六月日若狭国御家人等訴状 尚黒田俊雄氏「若狭国太良庄」(柴田実教授「庄園村落の構造」所収)二〇九頁参照。

六、結びにかえて

かくて承久の乱を幕府の立場より考察するならば、それはすべての旧勢力を直接自己への脅威をなし得ざる形において温存し、それと妥協し、また地頭御家人の發展を制約する形で、新な専制支配をうちたてた一種のテルミドールであつたと考えなければならぬ。その中で院政に嘗つて成長の血路を見出した畿内領主層は、庄園領主勢力と地頭勢力に挾撃されつつ一旦の没落を経験しなければならなかつた。かかる状況の中で、平安期の延長でもなく、南北朝の前提でもない最も純粹な意味での鎌倉幕府の秩序は、暫時の安定を形作るのであつたが、それは在地諸勢力の成長に對する一つの対応がもたらす過渡的、相対的な安定であつたといえよう。承久の乱とその後を私は一応このように見通しておきたい。(三〇・九・一七)

The Development of Theogony in Kiki (記紀)

—family genealogies and positions of gods—

by Masaaki Ueda

The final settlement of the theogony of Kiki was most certainly accomplished in the course of the end of 7th century through the beginning of 8th century, the dynasty of Temmu having been the most important stage. However, there had been preceding stages. In fact, genealogies had come to be recorded with letters through the period of the establishment and the development of the hereditary kingship, and the unification of the genealogy of the royal family with that of other families had been being made in those years of the crisis and then the prosperity of the royal court. Thus it is necessary to study the earlier stage of the development of the theogony, covering 5th century through the earlier half of 7th century. This essay intends to discuss Ima (present time, 今) in the family genealogies, the division of their growth into three stages, and the earliest and the latest periods of the development of the theogony. From the study of the family genealogies in Kiki, the relation between Takemikazuchi-no-kami and Nakatomi-uji, and that between Amenohitonari-no-mikoto and Izumo-uji, it has been clarified that the period of the later half of 6th century through the earlier half of 7th century was important in the course of the settlement of the theogony, which was connected with the rituals at the royal court. Such a complicated development as in the theogony of Kiki makes it differ in quality from Theogonia by Hesiodus and other theogonies.

The Significance of Jokyu-no-Ran (Civil War of 1221承久)

by Masataka Uwayokote

In the study of Jokyu-no-Ran, the Kamakura (鎌倉) Government and the Insei (the rule by ex-emperors, 院政) must not be disregarded. In this connection, however, not only the theoretical discussions but also the investigation of the historical process are necessary.

The Insei was dependent on both Kokuga (governmental lands 國衙) and Shoen (manors 庄園). In this dual connection, as for Kinai (畿内) district, the landlords were for the Insei, while the great temples and nobility of manors were against it.

The establishments of the Rokuhara (六波羅) and Kamakura Governments were not fatally effective on the Insei. However, with them, the economic foundation for the former governing class (nobility) was endangered. Thus the competition among the noble class was promoted. The urgent need of re-unification of former authorities could not overcome the inner struggle of the class.

It is impossible to unificate the nobility as one united power at Jokyu-no-Ran. The economic foundation of the Insei may have been stronger than that of the Kamakura government. But the noble class, which suffered from inner conflicts, could not exalt the economic supremacy to a political one. Naturally enough the nobility was beaten.

Around the period of Jokyu-no-Ran, the structure of manors and the situation of Jitohiho (illegal resistance by sheriffs, 地頭非法) seems not to have changed remarkable. Thus the incident cannot be explained as the accumulation of social evils.

The results of Jokyu-no-Ran are as the following. a) For Jito (Sheriff 地頭) and Gokenin (御家人): a series of regulations preventing them from behaving against manor were issued by the Kamakura government. b) For the temples, and the noble class: above all the actual disappearance is remarkable. However, after all the government had to compromise with the power of the temples. c) For the landlords in Kinai; which was formerly supporter of the In (院), has come to cease its development under the oppression of both power of the temples still existant and the invasion of Jito

In short, after that, the concentrated domination of the Kamakura Government was established, preserving the former authorities as far as they were not dangerous and preventing the growth of the landlords.

Historical Geography of the Utilization of Water Power

by Yoshiyuki Sueo

To utilize water power as energy source is the main object at present under a plan of "Remodelling of Nature." Although water power is now used as hydroelectricity, it had been greatly used to move water mills before the turbine or dynamo was invented. Here the author's intention is to study the differences or resemblances of the relation of Nature and the technique between the history of direct utilization of water and that of the utilization of water as hydroelectric power.

Water mills were already used in Ancient Times for corn grinding, but they have come into general use in Middle Ages. As for the mechanism of mill, it had been invented as the mechanism of paddle wheel turned by stream for the purpose of drawing up water for irrigation before it was used for corn grinding, that is milling. Through the Middle Ages water mills were used not only for producing flour but also as waterhammer or waterbellow in metallurgy or for other purposes.

The utilization of water by mills reached the peak when it gave birth to the mechanization of cotton industry with waterframes and waterlooms. After the invention of steam-engine by Watt, the utilization of water power has come to be disregarded. However, the arrival of hydroelectric era anticipates the coming back of water power age.